

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年^{内閣府}財務省^{省令}第一号）
経済産業省

改正案	現行
（証券専門会社等の業務等） 第六十九条（略） 2～4（略） 5 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～七（略） 八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号） 第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社 九（略） 6～10（略）	（証券専門会社等の業務等） 第六十九条（略） 2～4（略） 5 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～七（略） （新設） 八（略） 6～10（略）